省令

○法務省令第三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第三項及び第八項の規定に基づき、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十七日

法務大臣　鈴木　馨祐

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したもののように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 ［一～十二　略］ 十二の二　特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。 十三　［略］ 2　［略］ （一号特定技能外国人支援計画の基準） **第四条**　法第二条の五第八項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。 ［二～五　略］	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　［同上］ ［一～十二　同上］ ［号を加える。］ 十三　［同上］ 2　［同上］ （一号特定技能外国人支援計画の基準） **第四条**　［同上］ 一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。 ［二～五　同上］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前にされた次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　在留資格を有する外国人からされた出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二十条第二項の規定による法別表第一の二の表の特定技能の在留資格への変更の申請であって、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

二　法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者からされた法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であって、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

三　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた法第六条第二項の規定による上陸の申請であって、この省令の施行の際、法第三章第一節又は第二節の規定による上陸の許可の証印をするかどうかの処分がされていないもの

四　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請であって、この省令の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの